大阪市老人クラブ徽章

全国３大運動
健康・友愛・奉仕をめざして
市内全会員に配布

月刊 大老連

平成25年　４月号
第657号　毎月１日発行
平成25年（2013年）４月１日
定価30円（送料別）　年間購読料1,100円（送料共）
購読お申し込みは、月刊大老連編集室にご連絡ください。

昭和33年９月19日第三種郵便物認可
〒556―0017
大阪市浪速区湊町１－４－１
ＯＣＡＴビル
発行所　一般社団法人
大阪市老人クラブ連合会
編集室　電　話 06(6635)3227
ＦＡＸ 06(6635)3229

大老連予算理事会を開催

「健康・友愛・奉仕」活動を推進

大老連予算理事会で開会のあいさつをする中保昌理事長

大阪市老人クラブ連合会の予算理事会が、3月5日(火)、浪速区の市立難波市民学習センターで開催され、平成25年度事業方針・事業計画案及び収支予算案の3議案が承認されました。

理事会の冒頭、中保昌理事長から開会のあいさつがあり、続いて、議長の選出に移り、中保昌理事長が指名され、議事に入りました。第1号議案「平成25年度事業方針・事業計画案について」を鷲島勝事務局長から説明し、第2号議案「平成25年度収支予算案について」を中路晃事務局次長から説明して、審議に入り、それぞれ全会一致で承認されました。

平成25年度 事業方針（概要）

今日、社会、経済、政治情勢は大きく変化しており、とりわけ人口の高齢化が進む中で、如何にして豊かで活気のある長寿社会を実現していくかということが、今まで以上に重要な課題となっています。そのため、老人クラブ活動も旧態依然の活動にとどまることなく、組織が一体となって、これからの活動の創造や実践などについて自らの課題としてとらえ、会員相互が協力し合い研鑽しながら、クラブ活動の活性化と改革に取り組む発想の転換が必要となってまいります。

こうした状況をふまえて、今年度は次の事業方針で取り組みます。

▽「健康・友愛・奉仕」などをテーマに、今後の老人クラブの発展を担う指導者・リーダー養成を強力に進めます。中でも、幅広い人材の育成をめざしたリーダー養成に力を注ぎます。

▽健康づくり活動については、グラウンド・ゴルフ大会、ゲートボール大会の開催をはじめ、平成24年度に引き続き「高齢者の健康ウォーキング事業」を独自事業として継続実施します。

▽友愛活動・奉仕活動については、地域社会に貢献する有意義な活動であることから、その意義を再検証し、その内容を共有化して、組織をあげて取り組んでいきます。

▽全国的な傾向である会員の減少に対して、新規会員の加入促進に引き続き創意工夫をして取り組むとともに、組織の強化及び自主財源の確保に努めるほか、地域の高齢者を代表する組織として、単位クラブ、区老連と一体となって、関係団体・関係機関とも連携を図りながら、自主的で積極的な老人クラブ活動を展開します。

平成25年度 事業計画（概要）

1．心とからだの健康づくりをすすめる
(1)「健康をすすめる運動」の推進
(2)スポーツの振興
(3)生きがいと健康づくり事業の推進

2．高齢者が相互に支援する友愛活動をすすめる
(1)在宅福祉を支える友愛活動の推進
(2)転入者をあたたかく迎える運動の実施
(3)災害時支援の取り組み

3．「きれいな地球をこどもたちへ」環境への取り組みをすすめる
(1)全国一斉社会奉仕の日（9月20日）の取り組み
(2)環境美化・リサイクル活動の取り組み

4．生活と地域を豊かにする楽しいクラブ活動を広げる
(1)レクリエーション活動とサークル活動の支援
(2)地域文化の保存・伝承活動と世代間交流・次世代育成支援活動の推進
(3)協賛事業の実施
(4)「老人の日・老人週間」の取り組み（9月15～21日）

5．はつらつとしたクラブづくりをすすめる
(1)老人クラブリーダーの育成
(2)研修会の実施
(3)研修会への参加
(4)安全対策運動の組織的取り組み
(5)関係団体・関係組織との連携、協力
(6)老人クラブ活動の情報の収集と内外への積極的なPR
(7)老人クラブや高齢者に関する調査活動

6．クラブ発展の基盤強化をすすめる
(1)「高齢者の世紀」を担う会員の加入促進運動の推進
(2)大阪市老連の運営・組織強化
(3)事務局体制の組織強化
(4)老人クラブ組織の基盤整備

平成25年度 収支予算（概要）

＜一般会計＞
2億7517万7千円

＜特別会計＞
1516万1千円

東日本大震災から２年

今年の3月11日で、東日本大震災から2年が経ちます。死者1万5882人、行方不明者2668人。一昨年3月に発生した未曾有の大災害である東日本大震災は、東北地方・関東地方の広範囲にわたり甚大な被害を及ぼしました。

ここに改めてお亡くなりになられた方々のご冥福をお祈りし、被災された皆様に心からお見舞を申しあげます。

全国老人クラブ連合会では、この大震災に対して、各府県市老連の力を結集して、いち早く救援拠金、元気袋づくりなどの支援活動に取り組み、約8億円の救援拠金と約11万個の元気袋を被災地にお届けするとともに、これまでに被災地訪問、安否確認・被災状況・ニーズ把握、震災情報等の広報、関係各種会議・行事などの被災地での開催など、さまざまな交流・支援活動を行ってきております。

大阪市老人クラブ連合会でも、一昨年に、各区老連の皆様方の力強いご支援をいただいて、1518万3730円もの救援拠金を集めますとともに、メッセージカードも入れた6638個の元気袋を作成して、全老連を通じて被災地にお送りしてまいりました。

それに対し、まだまだ復旧・復興途中にもかかわらず、被災地の各老連の皆様方からは多くのお礼と感謝のメッセージ及び近況報告などをお伝えいただいております。

この大震災により、私たちは、毎日当たり前に暮らしていることがいかに大事なことであるのかを改めて考えさせられたところであり、地域における人と人のつながりや支え合いが何よりも大切であり、私たち老人クラブ活動の重要性を再認識したところです。

今後とも、大震災の教訓を風化させることなく、大老連としてもできる限りの交流・支援活動をしてまいりたいと考えておりますので、会員の皆様方のご理解、ご協力をよろしくお願い申しあげます。

老人クラブの応援マーク

随意随想

私達市民にとって「法律」ってどんな意味をもつの？

大阪弁護士会所属　弁護士　桐畑　芳則

一・法律とは、法律用語辞典では憲法の定める方式に従い国会の過半数の議決を経て制定される国法の形式とあります。そして、法律の効力は憲法及び条約に次ぎ政令、条例など他の法形式の上位にあるとされています。

では、このように定義される法律は、私達市民にとってどのような意味あいをもつのでしょうか。逆に、もし法律がなければ私達市民はどうなるのでしょうか。法律がないとなると、国民に対する国や地方公共団体の権力行使が恣意的に濫用され、弾圧や強制等の圧政が平然と行われることになります。このことは古今東西を問わず過去の歴史が物語っています。

また、一方、私達市民の社会生活を規律する法規範がなく、自由放任となると、好き放題、やりたい放題でやった者勝ち、すなわち弱肉強食といった無秩序、無制約といった状態となり、混乱し渾沌とした社会に陥ってしまうでしょう。このような国や社会にならぬよう人間の歴史的知恵として産み出されたのが法律なのです。

いわゆる、法治主義、法治国家、罪刑法定主義、法の適正な手続といった国家権力作用に対する概念もすべて右の精神・思想に基づいています。また、後述の、私達市民社会生活を律する、市民法、労働法、消費者法、住宅法等の私法も右で見た精神や思想を背景として制定されています。

二・日本は法治主義であり、法治国家であるとよく言われます。前者は国家権力の行使は全て法に基づいて行われなければならないという主義であり、後者は法治主義を原理とする国家のことを言います。

罪刑法定主義というのは、人は、いかなる行為が犯罪となりどのような刑罰が科されるかは当該行為がなされた時点に既に制定されている法律によってしか罰されない、との刑罰の基本原則を言います。また、法の適正な手続というのは、何人も適正な法の手続によらずに国から生命、自由又は財産を奪われないという原理であり、専ら刑事手続における人権保障の原則となっています。

三・法律が、私達市民社会に私法という形を中心として機能している面

私法というのは公法に対する概念であって、私人相互間の社会・経済生活における権利義務を規定した法律を言います。

その主なもののカテゴリーとしては、「市民法」、「企業法」、「労働法」、「民法特別法」があります（但し、このような名称の法律が制定されているわけではありません）。

では、右の各カテゴリーの中の具体的法律を概観してみます。

（一）市民法の典型は民法です。一八九六年（明治二九年）に制定され今の社会にそぐわなくなっている規定もあることから見直しが検討され、つい最近、法制審議会が民法改正の中間試案を発表しました。但し、民法典の中の親族・相続編（これを、「家族法」ともいう）については一九四七年（昭和二二年）に改正済みです。広義の家族法の中には、事理弁識能力に問題のある人の財産を管理し身上監護を図る成年後見制度を定める民法の諸規定や任意後見契約に関する法律及び離婚や離縁、親子関係の訴訟手続等を定める人事訴訟法も含まれましょう。他の市民法としては、金銭貸借における利息の最高利率を定めた利息制限法、配偶者からの暴力を防止すること等を定めた、いわゆるDV法や自動車の交通事故による損害賠償に関する権利義務を定めた自動車損害賠償保障法等があります。

（二）企業法は、会社法と商法を中心とする、企業や企業活動をめぐる利害関係人の私的利益の調整を図るための特別法と言えます。広義の企業法に入る法律としては、金融商品取引法（平成一八年の改正前の「証券取引法」はその前身）、手形法や小切手法、特許法や実用新案法や著作権法等の知的財産権法、不正競争防止法を挙げることができます。

会社法は、平成一七年にそれまでの商法の中から飛び出て単独法として誕生し、翌二八年五月から施行されているものです。このような抜本的な商法改正は日本企業の大多数を占める中小企業を念頭において活動しやすい法制度にすることが目的です。

（三）労働法というカテゴリーの中の具体的法律は、何といっても労働基準法、労働組合法、労働関係調整法の労働三法でしょう。この中でも、労働者の権利の擁護等を定めた労働基準法が中心的法律でしょう。広義の労働法には、人を労働者として派遣する業法について定めた人材派遣事業法や職業安定行政の基本となる法律である職業安定法も含まれます。

（四）民法特別法としての消費者法としては、平成一三年四月から施行されて消費者救済に大きな働きをしている消費者契約法、特定商取引に関する法律（旧の訪問販売法を名称を変更した上で改正、割賦販売法、金融商品販売法があります。

消費者契約法は今後も私達市民にとって注目すべき法律と言えます。例えば、事業者が消費者との間で商取引を行う際に不実を告げ、あるいは断定的判断を提供したり、あるいは不利益事実を故意に告げなかったりしたため、消費者が瑕疵ある意思表示をした場合は、消費者は一方的にその契約の申込みや承諾を取り消すことができるのです。他方、民法特別法の住宅法には、借地借家法（平成三年に それまでの借地法、借家法が一本化され、平成四年八月から施行）や建物区分所有法（マンション法とも言われます）があります。

以上見てきたように、右の各種の私法を中心とした法律が制定されて存在しているお蔭で、私達市民は社会生活や経済生活上の、私人間相互におけるさまざまなトラブルをいつも抱えかねないリスクを大いに回避できていると言えるのです。

Panasonic
ideas for life
補聴器
ご相談は当店まで
ご自宅へ訪問も致します
気軽に使えるポケット型

おんわ モデルJ1シリーズ　希望小売価格 79,000円～
一般的名称：ポケット型補聴器　販売名：おんわ WH-103JJ
医療機器認証番号：220AIBZX00067000
当店はパナソニック補聴器株式会社直営のご相談窓口です
大阪駅前第４ビル　1F
プラザ大阪
〒530-0001
大阪市北区梅田 1-11-4　大阪駅前第４ビル 1F
●JR 線「大阪駅」より徒歩約６分
●阪急・阪神・地下鉄御堂筋線「梅田駅」より徒歩約４～９分
TEL：06-6344-3348
営業時間：午前10時～午後５時30分　定休日：日・祝日
詳しくは パナソニック補聴器 検索
補聴器は適切なフィッティング調整により、その効果が発揮されます。しかし、装用者の聞こえの状態によっては、その効果が異なる場合があります。
耳の健康を保つため、定期的な耳鼻咽喉科の受診をおすすめします。